

平成十一年金融監督省告示第一号（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の一の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法）

第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（）

改 正 案

労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第五項第三号の一に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 規則第四十五条第五項第三号の一に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第一号に規定する業務は、他人から譲り受け訴訟、調停、和解その他の手段によつて特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受け特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。

- 二 当該特定金銭債権は、労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）又はその子会社（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号。以下「法」という。）第三十二条第五

現 行

労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第五項第三号の一に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 規則第四十五条第五項第三号の一に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第一号に規定する業務は、他人から譲り受け訴訟、調停、和解その他の手段によつて特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受け特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。

- 二 当該特定金銭債権は、労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）又はその子会社（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号。以下「法」という。）第三十二条第五

項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が合算して、基準議決権数(法第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超える特定会社の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を取得し、又は保有している当該金庫、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。

項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が合算して、基準議決権数(法第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超える特定会社の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を取得し、又は保有している当該金庫、その子会社である銀行又は保険会社(以下「金庫等」という。)から当該特定会社が取得した債権又は買取会社(規則第四十五条第四項第二十四号に規定する買取会社をいう。)が当該金庫等から買い取った不動産担保付債権であつて、特定会社が当該買取会社から取得した債権であること。

二〇五(略)